

産地育成畑地整備促進事業実施要領

平成21年4月1日
農 整 第 8 7 号

(趣 旨)

第1条 本県の畑作地帯においては、小規模経営、担い手の不足と高齢化、農産物の輸入自由化の影響等により畑作経営環境は悪化し、耕作放棄地の増加や耕地利用率の低下など畑作振興を図る上で大きな支障となっている。

畑作農業の安定的発展を図るためには、消費者のニーズや市場・流通の動向を踏まえ、営農意欲の高い経営体を育成し、生産性の向上と畑作物の高品質化を図る産地づくりが必要不可欠である。

このため、地域の合意形成に基づく産地育成構想、畑地整備構想を策定することにより、いばらき農業改革に向けた畑地基盤整備を促進するための産地育成畑地整備促進事業（以下「事業」という）を実施する。

(事業の種類及び実施主体)

第2条 事業内容及び実施主体は、次のとおりとする。

事業の種類	事業実施主体
1. 産地育成畑地整備促進調査事業	県
(1) 啓発調査事業	
① 基本構想作成	
② 地形図作成等基礎調査	
2. 畑地整備推進事業	県

(事業内容)

第3条 事業内容は次に掲げるとおりとする。

1 産地育成畑地整備促進調査事業

(1) 啓発調査事業

① 基本構想作成

産地育成畑地整備促進協議会を設立し、関係機関等との調整を図りながら、産地育成構想、畑地整備構想の策定を行うものとする。

② 地形図作成等基礎調査

地形図作成等の基礎調査を実施する。

2 畑地整備推進事業

市町村及び農家の意向を踏まえた畑地整備を推進するため、農林事務所企画調整部門、土地改良部門、経営・普及部門（農業改良普及センター）の各部門が連携して、市町村毎の重点推進地区を選定するなど、啓発調査の実施に向けた基本的事項の検討を行う。

(対象地域)

第4条 対象地域は、畑作農業振興に意欲のある地域とし、国営農業水利事業の受益地を重点地域とする。

(事業の実施)

第5条 啓発調査事業は、市町村長の申請に基づき、県が事業を実施する。

(推進体制)

第6条 啓発調査事業の実施に当たっては、啓発調査地区において産地育成畑地整備促進協議会を設置する。事務局は所轄農林事務所もしくは当該市町村に置く。事業の申請者である市町村長は、事業推進に必要な座談会の実施、各種調査の実施及び基本構想作成のための資料整備に協力しなければならない。

(事業期間)

第7条 事業期間は、原則として2年間から3年間とする。

(市町村負担)

第8条 市町村長は、調査啓発事業のうち地形図作成等基礎調査に要する費用の4分の1以上を負担しなければならない。

(運用)

第9条 本要領の細部運用については別に定める。

付 則

この要領は、平成15年6月2日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

産地育成畑地整備促進事業実施要領（施行細則）

茨城県農林水産部

1 事業対象地域

対象地域の受益面積は、概ね20ha以上とする。

2 事業内容関係

(1) 啓発調査事業

1) 趣旨

産地育成に向けた畑地基盤整備を促進するため、産地育成畑地整備促進協議会を組織し、関係機関との連携のもとに受益農家の意向を踏まえた畑地基盤整備の啓発、調査を実施するものとする。

2) 産地育成畑地整備促進協議会の構成

構成メンバーは、農林事務所企画調整部門及び土地改良部門及び経営・普及部門（農業改良普及センター）、市町村、農業委員会、地域JA、土地改良区、関係区長、担い手等生産者の代表等とする。

なお、協議会の名称は、当名称に限るものではない。

3) 事業内容

産地育成畑地整備促進協議会は、関係機関、受益農家等との調整を図りながら、下記の地形図、産地育成構想、畑地整備構想の作成を行うものとする。

ア) 地形図（1／1，000）

イ) 産地育成構想（別記様式第1号）

- ・ 地域農業の概況
- ・ 意向調査の集計結果
- ・ 産地育成方針（担い手、作物、流通販売）
- ・ 推進体制

ウ) 畑地整備構想（別記様式第2号）

- ・ 農業基盤の整備目標（農業の構造、農産物の生産、流通販売、基盤整備の基本方針、目標整備量、所得償還率のチェック、事業の種類）
- ・ 計画平面図（1／5，000程度）
- ・ 集落説明会用資料

3 事業実施について

(1) 啓発調査事業

- 1) 事業を実施しようとする市町村長は、事業実施申請書（様式第1号）を所轄農林事務所長を経由して知事に提出する。
- 2) 知事は、申請が適当と認められるときは事業実施決定通知書（様式第2号）により所轄農林事務所長を経由して市町村長に通知する。
- 3) 市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに負担金納入承諾書（様式第3号）を所轄農林事務所長を経由して知事に提出する。負担金の納入についてやむを得ず分納又は猶予を希望する場合は、併せてその旨を申し出ることができる。
- 4) 知事は、前条の規定による分納又は猶予を承認するときは、負担金分納承認書（様式第4号）により所轄農林事務所長を経由して市町村長に通知する。
- 5) 次の各号の一に該当する場合は、知事は事業内容及び事業費を変更または中止することができる。
 - ア) 申請者の都合により申し出があったとき。
 - イ) 特に知事が必要を認めたとき。
- 6) 前項の規定による変更を行う場合は、農林事務所長は市町村と協議の上、事業実施変更申請書（様式第5号）を提出し、知事は、負担金変更通知書（様式第6号）により所轄農林事務所長を経由して市町村長に通知するものとする。
- 7) 前2項の規定による負担金の変更については、第3項、第4項の規定を準用する。

様式第1号

番 号
平成 年 月 日

茨城県知事殿

市町村長 印

平成 年度 産地育成畑地整備促進事業（啓発調査事業）実施申請書

この度、下記の〇〇地区受益者より標記事業の実施要望があり、事業推進に当たり積極的な協力を努めますので、産地育成畑地整備促進事業実施要領第5条に基づく申請をいたします。

記

地区名	受益面積	備考
	h a	

市 町 村 長 殿

茨 城 県 知 事 印

産地育成畑地整備促進事業（啓発調査事業）実施決定通知書

平成 年 月 日付け番号で申請のあったこのことについては、実施することに決定したので通知します。

なお、地形図作成等基礎調査に要する費用については、速やかに負担金納入承諾書（様式第3号）を提出してください。

記

1 貴市町村の負担額

地形図作成等基礎調査 に要する費用	円
市町村負担額 (上記の4分の1の金額)	円

茨 城 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

負担金納入承諾書

平成 年 月 日付け番号で通知のあったこのことについては、下記のとおり納入することを承諾いたします。

記

1 負担金として

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

注) 分納又は猶予を希望する場合には、分納又は猶予の理由、期日、金額を付記すること。
た だ し、期日は年度内に限る。

番
平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

茨 城 県 知 事 印

負担金分納（猶予）承認書

平成 年 月 日付け番号で納入承諾とともに分納（猶予）したい旨申し出のあったことについては、下記のとおり承認する。

記

1 分納（猶予）の金額及び納期限

第 期 一 金 円 平成 年 月 日まで

農地整備課長 殿

農林事務所長 印

産地育成畑地整備促進事業（啓発調査事業）実施変更申請書

平成 年 月 日付け番号で実施決定された啓発事業に要する費用について、下記の通り変更したいので申請します。

記

1 地形図作成等基礎調査に要する費用（〇〇地区）

地形図作成等基礎調査 に要する費用	() 円
市町村負担額 (上記の 4 分の 1 の金額)	() 円

※上段括弧内は変更前，下段は変更後。

2 変更理由

市 町 村 長 殿

茨 城 県 知 事 印

産地育成畑地整備促進事業（啓発調査事業）負担金変更通知書

平成 年 月 日付け番号で決定した〇〇地区産地育成畑地整備促進事業（啓発調査事業）について、下記理由により地形図作成等基礎調査費が変更となりましたので通知します。

なお、このことについて、速やかに負担金納入承諾書（様式第3号）を提出くださるようお願いいたします。

記

1 変更理由

2 貴市町村の負担額

地形図作成等基礎調査 に要する費用	円
市町村負担額 (上記の4分の1の金額)	円